

議案第 85 号

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部改正 について

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部を改正す る条例

北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例（令和 5 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「1 年 6 月」を「2 年 6 月」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「次項第 1 号の規定」を「次項の規定及び附則第 5 項の規定（北本市保健センター等設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 33 号）附則第 1 項の改正規定及び同条例附則に 2 項を加える改正規定に限る。）」に改め、同号を同項第 2 号とし、附則第 5 項中「（昭和 53 年条例第 33 号）」を削り、同項のうち、北本市保健センター等設置及び管理条例（昭和 53 年条例第 33 号）の改正規定に次のように加える。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（北本市保健センターの移転に係る管理の特例）

2 令和 7 年 4 月 1 日から北本市栄市民活動交流センター設置及び管

理条例（令和5年条例第8号）の施行の日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第4条から第11条まで及び第13条の規定は、適用しない。

（特例期間における技術的読替え）

- 3 特例期間における第12条第2項及び第14条の規定の適用については、同項中「指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、センターの管理上必要と認めるときは」と、同条中「指定管理者又はセンターの利用者」とあるのは「センターの利用者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。